

第3回 下野市ごみ処理施設（リサイクルセンター）

建設候補地検討委員会

【 議 事 要 旨 】

開会

前回議事の確認

- ・ 議事内容の説明
異議なし（委員）

類似リサイクルセンターの視察結果

- ・ さしまクリーンセンター寺久（坂東市）、クリーンプラザ・龍（龍ヶ崎市）とも焼却施設と一体で整備した事例であった。余熱利用の施設を整備しており、特にさしまクリーンセンター寺久（坂東市）は住民対策として温泉施設の整備を実施していた。施設は、大規模で、かつ、キレイだった。周辺住民への配慮もかなりされていた。立派な施設で十分な費用も掛けて施設整備をしていた。（委員長）
- ・ さしまクリーンセンター寺久（坂東市）の施設は新しく、住民への配慮も充実していた。（委員）
- ・ におい等も気にならず良い施設だった。（委員）
- ・ クリーンプラザ・龍（龍ヶ崎市）は林地を大規模に開発している印象をもった。（委員）
- ・ 視察した施設はどちらも立地の条件がよかった。（委員）
- ・ におい等に配慮した候補地を検討する必要があると感じた。（委員）
- ・ 施設の稼働までの住民に対する事前準備、意識改革が必要と感じた。また、小学生等の環境学習が重要であると感じた。（委員）
- ・ 将来の立て替えのための敷地を確保することも、先を考えると必要なことだと思う。（委員）
- ・ 最近の施設は、周辺との景観との調和をかなり配慮していると感じた。（委員）
- ・ 今回検討する候補地に建設予定の施設は、リサイクル施設単体となる。資源ごみの処理と不燃・粗大ごみの処理、再利用のための処理、家具の再生等になる。事例では入札などの方法で再生家具を住民に販売していることがある。公共施設では、ハード面の施設整備を行っても、ソフト面の運営が難しいことが良く見受けられる。（委員長）
- ・ クリーンプラザ・龍（龍ヶ崎市）は最終処分場までを市にて保有していた。汚い感じはまったくしなかった。（委員）

検討テーマの確認

- ・第10回の会議までの会議内容と検討手順を説明した。(事務局)
- ・今回は、基本方針の設定と建設候補地の除外条件・抽出条件の設定を行う。(委員長)
- ・最低1haの面積を確保するという説明をしたが、小山広域保健衛生組合でも検討中であるので、面積条件が変わる可能性もある。現状では1haで検討いただき、面積条件が変わった場合にはその部分の条件を見直したい。(事務局)
- ・1haでは小さいと感じるが、それでも大丈夫か。(委員)
リサイクルセンターの立地には十分な面積である。(事務局)
- ・1haだと、市内のどこでも作れてしまうのではないか。(委員)
除外条件等を設定する。後ほど除外条件等について説明する。(事務局)
- ・ある程度議論が進んだ段階で小山広域保健衛生組合より1.5haの面積が必要と言われても条件変更が難しいのではないか？(委員)
本委員会の検討経過は随時小山広域保健衛生組合に伝える予定である。小山広域保健衛生組合との協議をしながら進めていきたい。現時点では、必要面積1haの条件で候補地を抽出し、必要面積が大きくなった場合は、それに満たない候補地は除外する方向で作業を行う。(事務局)
- ・小山広域保健衛生組合で施設の内容を検討中とのことだったが、その結果はいつごろ示されるのか？(委員)
11月ごろと聞いている。(事務局)
- ・候補地の現地踏査はいつごろの予定か？(委員)
2月ごろを予定している。(事務局)
- ・小山市では用地選定委員会は進んでいるのか。(委員)
エネルギー回収施設(焼却施設)の現焼却施設の場所とその他で検討している模様。
野木町は現在の施設の場所を念頭に検討しているようである。下野市は北部清掃センター跡地が使えないため、委員会を立ち上げて検討している状況にある。(事務局)
- ・検討手順は事務局案のとおり進めてよいか。(委員長)
異議なし。(委員全員)

リサイクルセンター建設候補地選定の基本方針

- ・基本方針(案)の説明。図面は土地利用等の情報が含まれるため、委員会終了後に回収する。(事務局)
- ・今後は基本方針に沿って選定を行っていくことになる。基本方針の上から4つは下野市の内容であるが、一番下の運営経費の節減は、小山広域全体のごみを運搬することになるため、小山広域全体の視点をもった考え方が必要となる。(委員長)
- ・環境教育施設を同時に整備するとの話があったが、どういうものを考えているか。(委員)

未定となっている。施設の内容は小山広域保健衛生組合が同時に検討を進めている。
(事務局)

- ・視察先の施設は大型で一体整備をしていたが、小山広域全体での生ごみ、ビニプラ等の処理はどうなるのか。視察先施設はリサイクルと一体型の施設整備であったが、下野市に建設するのはリサイクル施設だけなのか。(委員)

不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの一部は基本的に下野市に集まる。生ごみ処理、ビニプラ施設は野木町に建設し、エネルギー回収施設(焼却施設)は小山市に建設する予定である。下野市では、リサイクル施設のみの建設となる。(事務局)

- ・分散型の施設整備は、基本方針に示される運営経費の節減という観点からみると、運搬コストの高騰につながり相反するのではないかと。(委員)

分散型の施設整備なかでも運営経費の節減する方法を検討していきたい。(事務局)

- ・候補地の選定においては、運搬コストや施設までの距離は評価の条件と考えてよいか。(委員)

そのように考えている。(委員長)

- ・ごみ処理施設として、焼却施設とリサイクルセンターが混同される傾向にある。誤解によって市民から反対されることにならないように配慮すべきである。リサイクルセンターは、住民にとって生活に欠かせない施設だということをPRすることが重要と考える。(委員)

市民アンケート時には建設する施設がリサイクルセンターと決まっていなかったため、ごみ処理施設という表記になっている。市民への誤解が無いようにするため、今回より資料にはリサイクルセンターという名称を入れることとした。(事務局)

- ・施設の名称などには十分な配慮が必要と考える。(委員長)

検討する。(事務局)

- ・北部清掃センターはいつまで使うのか。(委員)

地域との協定により平成28年3月までしか使えないこととなっている。(事務局)

- ・基本方針は事務局案のとおり進めてよいか。(委員長)

異議なし。(委員全員)

施設建設が困難な地区(除外条件)と施設建設が可能な空地(抽出条件)

- ・除外条件(案)と抽出条件(案)を説明した。(事務局)

- ・図面は市全域なので、詳細が見えず漠然としているため、これでは検討できない。(委員)

現状では、具体的な土地が確定されて土地情報が一人歩きしてしまうことを防ぐため、背景を消している。(事務局)

- ・除外条件をすべてクリアできないと施設建設はできないということか。(委員)

許可権者(大臣、県知事、市町村長)により、許可にかかる要件や検討期間などが

異なるが、基本的には許可要件を満たすことができれば施設整備は可能となる。除外条件の検討では、法の趣旨に照らし合わせ、施設整備が望ましくない場所を検討し、それ以外の場所から候補地を検討するためのものである。(事務局)

- ・面積の小さいところでも短辺 100m 以上、1ha 以上の面積があれば候補地になるのか。(委員)

抽出条件を満たせば、候補地となる。(事務局)

今後の小山広域保健衛生組合の検討結果によっては、必要面積が 2ha になる場合もあるという話だったが、条件変更により候補地がなくなるのではないか。(委員)

1ha 以上の空地がある場合には、できるだけ大きな面積を候補地とするように抽出条件にいれているため問題ないと考えている。(事務局)

- ・市内全域では多く候補地が抽出されそうである。(委員)

今後抽出された候補地をこれから絞り込んでいく予定である。(事務局)

- ・今回除外された場所でも許可がおりれば建設可能とのことだが、今後、除外地域で候補地の推薦等があった場合はどうなるのか。(委員)

最終的な候補地に対して、なぜそこに候補地が決まったのかといった理由が求められたときに委員会としての選定理由の客観的な説明ができなくなる恐れがあるため、候補地とはしない。除外条件(案)で建設可能な土地がなくなってしまうような状態であれば再考が必要だが、そういう状態ではない。(事務局)

- ・用地費の問題等は検討しなくてよいのか。用地費は市が負担することになるのか。(委員)

小山広域保健衛生組合の負担となる。市では負担金という形で負担する。(事務局)

用地費の掛からないということも今後の評価項目のひとつになるかもしれない。(委員長)

- ・大規模工場用地の記述は、工業団地がだめということか。(委員)

工場用地としての用途が決まっていなければ候補地となる。(事務局)

- ・除外条件、抽出条件は、事務局案のとおり進めてよいか。(委員長)

異議なし。(委員全員)

その他

- ・今後は具体の地名等がでてくるので、情報が独り歩きしないよう守秘義務等に配慮してほしい。(委員長)

- ・次回委員会は 9 月 25 日(金) 14:00 からとする。

閉会

以 上